

## 宿泊税の導入について

### 1. 宿泊事業者等との意見交換会の概要

日時：令和8年1月20日（火） 13時30分 ～ 15時30分

場所：伊勢市生涯学習センター（いせトピア）3階研修室1、2

出席者数：34名

### 2. 意見交換会の質問・意見

#### (1) 特別徴収事務の負担軽減に関すること

##### 【質問・意見】

- ・人件費やカード決済手数料などを必要経費として市で負担して欲しい。
- ・特別報償金については、可能な限り高い報償率となるよう検討し、市の努力する姿勢を見せてはどうか。
- ・一般的に、事務処理を委託する場合、手数料として10%以上支払うのではないかなぜ宿泊税は2.5%程度なのか。

#### (2) 目的・用途に関すること

##### 【質問・意見】

- ・夢のあるような用途や宿泊施設と連携したクーポン発行事業など、宿泊施設を助ける具体的な施策を考えてはどうか。
- ・市と事業者で宿泊税を活用した観光予算を前向きに協議するようにできないか。
- ・自動運転バスやモニターツアー等、多くの経費が掛かる事業に関して税の使い道として不満がある。今後、自動運転バスも宿泊税活用の事業となるのか。
- ・伊勢市は宿泊料金が低い状況なので富裕層誘客は意味がないのではないか。

#### (3) その他

##### 【質問・意見】

- ・宿泊税制度を廃案にすることも選択肢に含まれることを明言できないか。
- ・事前に提出された意見について市の回答が文書で示されていないため理解できない。意見の提出期限を早めても良いので事前に回答や資料を送付して欲しい。
- ・市の回答をHPに掲載し、改めて意見を聞く場を設けてはどうか。
- ・市営駐車場料金への上乗せ等、宿泊税以外の観光財源確保を検討してはどうか。
- ・一部の人の発言だけでなく皆が意見を言えるような場にしてほしい。

### 3. 意見を踏まえた見直しについて

#### (1) 支援制度の見直し

- ・ 宿泊税システム整備費補助金  
従来 of 制度設計を基に宿泊税導入に必要となる目的に沿った導入経費であれば柔軟に対応する。
- ・ 特別徴収事務報償金  
特別徴収義務者の負担感を考慮した見直しを行う。

【先行導入団体事例】 (令和8年4月1日までに導入予定の自治体を含む報償金公表団体)

| 特別徴収事務報償金                               |         | 団体数 | 団体名   |
|---|---------|-----|---|
| 納期内納入額の2.5%<br>※電子申告の場合、更に0.5%加算を行う団体あり | 特例無     | 5   | 長崎市、常滑市、赤井川村、鳥羽市、岐阜市                          |
|   | 特例+0.5% | 11  | 東京都、大阪府、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、熱海市、宮城県、仙台市、松江市 |
|   | 特例+1.0% | 11  | 北海道、札幌市、小樽市、釧路市、網走市、北見市、旭川市、占冠村、小清水町、留寿都村、広島県 |
| 納期内納入額の3.0%                             | 特例無     | 3   | 下呂市、高山市、湯河原町                                  |
|   | 特例+0.5% | 3   | 京都市、富良野市、洞爺湖町                                 |
| 納期内納入額の3.5%                             | 特例無     | 1   | 弘前市   |
| 納期内納入額の5.0%                             | 特例無     | 1   | ニセコ町  |
|   | 特例+1.0% | 1   | 函館市   |

※県内では導入検討中の志摩市が特別報償金「6%」を目標にすることを表明している。

#### (2) 免税点導入の検討

低廉な価格帯の宿泊に対する負担感を考慮し、一定の金額未満の宿泊は課税しないこととする免税点の導入について検討する。

【先行導入団体事例】 (令和8年4月1日までに条例施行予定の団体)

| 特別徴収事務交付金   | 団体数 | 団体名   |
|-------------|-----|---|
| 免税点なし       | 31  | 京都市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコ町、常滑市、熱海市、高山市、下呂市、弘前市、鳥羽市、岐阜市、湯河原町、北海道及び道内15団体 |
| 免税点 5,000円  | 3   | 大阪府、金沢市、松江市   |
| 免税点 6,000円  | 3   | 宮城県、仙台市、広島県   |
| 免税点 8,000円  | 1   | 赤井川村  |
| 免税点 10,000円 | 1   | 東京都   |

※県内では導入検討中の志摩市が免税点「5,000円」を表明している。

#### (3) 使途案の提示

「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのため「来訪者の満足度、受入環境の向上」、「観光資源の発掘、磨き上げ」、「持続可能な観光地づくりの推進」を三本柱として、宿泊者・市民・宿泊事業者にもわかりやすく具体的な使途となるよう整理する。

### 4. 今後の予定

令和8年3月～5月中旬：宿泊事業者等への調査及び宿泊事業者向け説明会の実施  
事業検証体制の構築を検討

5月以降：変更制度案及び使途案の提示

地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について

| 改正事項   | 説明  |   |              |      |               |        |   |
|--|---|---|--------------|------|---------------|--------|---|
| <p><b>軽自動車税環境性能割の廃止</b><br/>                     【令和8年4月1日施行】</p> <p><b>軽自動車税に係るグリーン化特例の延長</b><br/>                     【令和8年4月1日施行】</p> | <p>■軽自動車の取得時に課税される軽自動車税環境性能割を令和7年度末取得分をもって廃止する。</p> <p>※軽自動車税環境性能割とは軽自動車の燃費性能等に応じて取得価額の0%～2%が課税されるもの。</p> <p>※環境性能割の廃止に伴う減収分については、これに代わる安定財源が確保されるまでの間は全額国費で補填される。</p> <p>※環境性能割の廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に名称を変更するなど、所要の措置を講じる。</p> <p>■燃費性能等の優れた軽自動車を取得した翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（軽課）」）について、電気自動車及び天然ガス自動車について、適用期限を2年延長する。</p> <table border="1" data-bbox="523 1146 1430 1373"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1146 828 1214">対象</th> <th data-bbox="828 1146 1031 1214">軽課<br/>※取得翌年度</th> <th data-bbox="1031 1146 1430 1214">適用期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1214 828 1373">電気自動車・天然ガス自動車</td> <td data-bbox="828 1214 1031 1373">約75%軽減</td> <td data-bbox="1031 1214 1430 1373">【現行】<br/>令和7年度取得分まで<br/>【改正案】<br/>令和9年度取得分まで</td> </tr> </tbody> </table> | 対象  | 軽課<br>※取得翌年度 | 適用期限 | 電気自動車・天然ガス自動車 | 約75%軽減 | 【現行】<br>令和7年度取得分まで<br>【改正案】<br>令和9年度取得分まで |
| 対象   | 軽課<br>※取得翌年度  | 適用期限                                      |              |      |               |        |   |
| 電気自動車・天然ガス自動車  | 約75%軽減  | 【現行】<br>令和7年度取得分まで<br>【改正案】<br>令和9年度取得分まで |              |      |               |        |   |
| <p>※この他に地方税法の一部改正に伴い、伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の所要の規定の整備を行う見込みです。</p>   |   |   |              |      |               |        |   |

総務政策委員協議会 資料3  
令和8年3月17日  
担当：情報戦略局 財政課

# 伊勢市の財政収支見通し

(令和8年度～令和11年度)

令和8年 3月

伊 勢 市

## 目 次

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 1   | 伊勢市財政を取り巻く状況.....             | 1  |
|     | (1) 社会情勢の変化.....              | 1  |
|     | (2) 国の動向.....                 | 1  |
| 2   | 財政状況の改善に向けた取組み.....           | 1  |
| 3   | 中期の財政収支見通し.....               | 1  |
|     | (1) 策定の目的.....                | 1  |
|     | (2) 推計の前提条件.....              | 2  |
|     | (3) 年次別財政収支見通し.....           | 3  |
|     | (4) 地方債残高と基金残高の推計.....        | 4  |
|     | (5) プライマリーバランスの推計.....        | 6  |
|     | (6) 中期財政収支見通しの結果による今後の課題..... | 7  |
| 資料編 | 本市の財政状況の現状と課題.....            | 8  |
| 1   | 財政規模と実質的な収支の状況.....           | 9  |
|     | (1) 歳入・歳出決算の推移.....           | 9  |
| 2   | 依存度が高い歳入構造.....               | 11 |
|     | (1) 歳入決算の推移.....              | 11 |
|     | (2) 財政力指数の推移.....             | 13 |
| 3   | 硬直化が進む歳出構造.....               | 14 |
|     | (1) 性質別歳出の推移.....             | 14 |
|     | (2) 財政の弾力性の推移.....            | 16 |
| 4   | 財政運営の長期的安定性.....              | 17 |
|     | (1) 地方債現在高の推移.....            | 17 |
|     | (2) 基金現在高の推移.....             | 18 |
| 5   | 財政健全化の状況.....                 | 18 |
|     | 財政用語解説.....                   | 20 |

## 1 伊勢市財政を取り巻く状況

### (1) 社会情勢の変化

人口減少、少子高齢化といった社会情勢の変化は、税金などの歳入面、社会保障関係経費をはじめ、あらゆる分野の歳出面に影響を及ぼし、さらに、近年の物価高は公共事業や行政運営にかかるコストを増加させています。その中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応するために、デジタル技術の活用による業務の効率化、公共施設マネジメントの推進、多様な主体との連携・協働により、持続可能な地域社会を創り上げていくことが求められています。

### (2) 国の動向

令和7年6月に国が公表した「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、物価高については、家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、賃上げ政策が成長戦略の要であるという基本的考え方の下、経済全体を拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」の実現を目指すこととしています。また、令和8年1月の経済財政諮問会議において、経済成長率及び賃金上昇率は令和7年度以降も上昇が続いていく見通しであり、経済状況が着実に改善する姿が示されています。

## 2 財政状況の改善に向けた取組み

市政運営においては、従来の手法等を安易に踏襲することなく、様々な視点による改善に努め、多様な市民ニーズに応えながら、財政の健全性を確保し持続可能なものとしていかなければなりません。

市の財政基盤についての現状分析と課題、中期の財政見通しを、市全体で共有し、厳しい社会・経済情勢の中においても持続的に安定した行財政運営を行うために、

- ・費用対効果を踏まえた事業の見直し及びデジタル技術の活用による業務効率化
- ・公共施設等の今後の方向性を踏まえた適正な管理・運営
- ・税収入だけでなく、ふるさと納税等の自主財源の確保及び国制度等の積極的な活用

などに着目して、取組みを行っていきます。

## 3 中期の財政収支見通し

### (1) 策定の目的

令和4年3月に策定した財政収支見通しは、総合計画中期基本計画、及び、行財政改革指針の計画期間に合わせて、令和4年度から令和7年度の見通しを推計しました。

今回策定した財政収支見通しは、現在策定中の総合計画後期基本計画の期間に合わせて、推計期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とし、過去の決算と令和8年度当初予算（案）を基礎として、当市の財政規模、財政力、特性等を確認するとともに、現時点の制度を基準に、令和11年度までの財政全体の方向性、特に経費別の概ねの枠組みを推計するものです。

## (2) 推計の前提条件

### ①基本的事項

- ◆収支見通しの期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。
- ◆普通会計ベースでの推計とします。

### ②個別事項（歳入）

#### 【地方税】

現行制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

#### 【地方交付税】

普通交付税は、現行制度に基づき、過去の実績等により推計しています。

#### 【分担金及び負担金、使用料及び手数料】

過去の実績等により推計しています。

#### 【国庫支出金・県支出金】

現行制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

#### 【繰入金】

年度間調整財源である財政調整基金の繰入れを見込んでいます。

#### 【地方債】

現行の地方財政制度に基づき、推計しています。

### ③個別事項（歳出）

#### 【人件費】

令和8年度の給与ベースを基礎とし、過去の実績等により推計しています。

#### 【扶助費】

社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、その他に区分し、対象人口の変化等を考慮して、過去の実績等により推計しています。

#### 【公債費】

令和6年度までの既借入分の償還計画を基礎として、令和7年度以降借入見込分の償還見込額を加算し推計しています。

#### 【物件費、維持補修費】

過去の実績等により推計しています。

#### 【補助費等】

一部事務組合への負担金、病院、上・下水道事業への繰出し等、今後の所要見込額を考慮しつつ、過去の実績等により推計しています。

#### 【繰出金】

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計等への繰出し等、今後の所要見込額を考慮しつつ、過去の実績等により推計しています。

#### 【投資的経費（普通建設事業費）】

過去の実績等を基に、今後予想される普通建設事業の所要見込額を考慮し推計しています。

### (3) 年次別財政収支見通し

#### 【歳入】

(単位：百万円)

| 区 分        | R8     | R9     | R10    | R11    |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税        | 17,726 | 17,781 | 17,913 | 18,043 |
| 地方譲与税      | 378    | 378    | 378    | 378    |
| 各種交付金      | 4,702  | 4,868  | 5,044  | 5,233  |
| 地方交付税      | 12,010 | 11,842 | 12,116 | 12,348 |
| 分担金及び負担金   | 787    | 2,482  | 720    | 839    |
| 使用料及び手数料   | 537    | 537    | 537    | 537    |
| 国庫支出金・県支出金 | 15,845 | 15,949 | 15,620 | 15,301 |
| 繰入金        | 1,572  | 752    | 1,566  | 546    |
| 地方債        | 3,787  | 4,148  | 3,560  | 3,162  |
| 諸収入・その他    | 1,591  | 1,627  | 1,642  | 1,659  |
| 歳入合計       | 58,935 | 60,364 | 59,096 | 58,046 |

注) 各種交付金 …… 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、  
地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、  
国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金  
諸収入・その他 …… 財産収入、寄附金、諸収入など

#### 【歳出】

(単位：百万円)

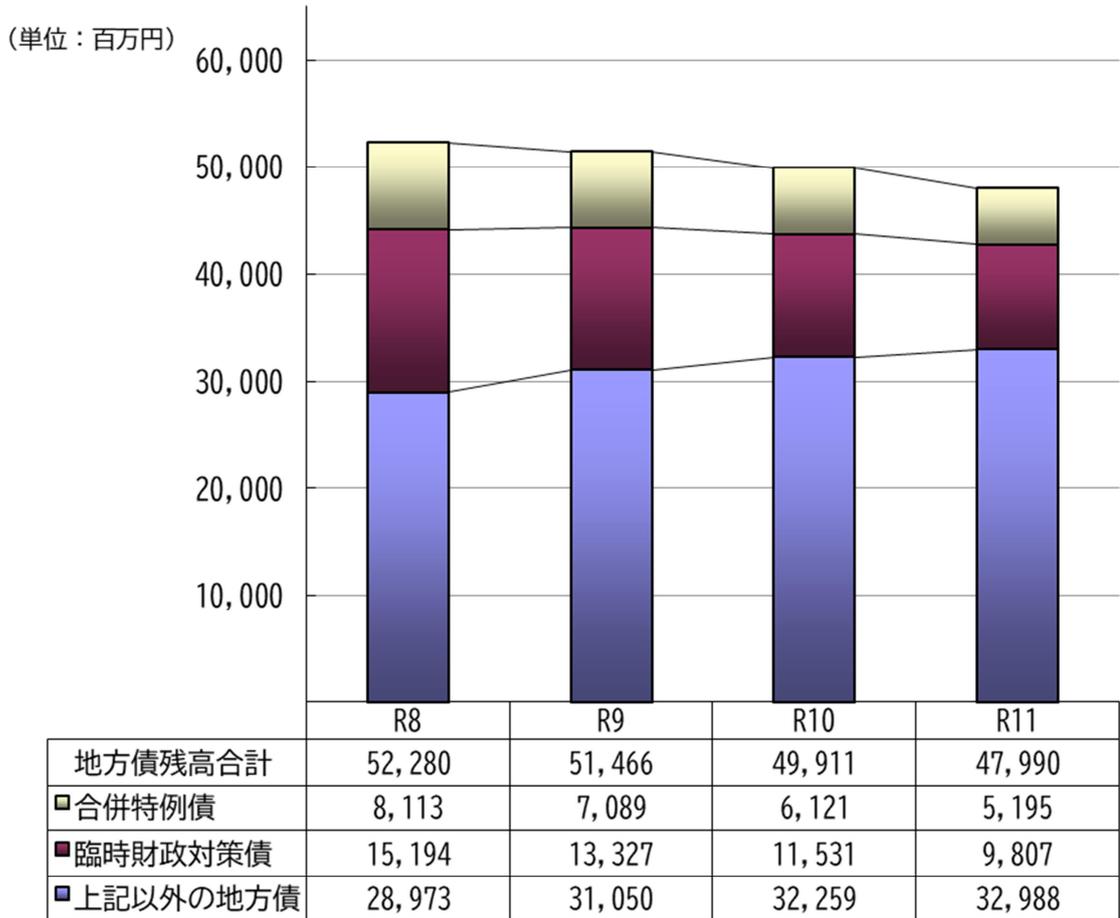
| 区 分         | R8     | R9     | R10    | R11    |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費         | 11,530 | 11,534 | 12,047 | 11,802 |
| 給与費等（一般職）   | 10,938 | 11,061 | 11,180 | 11,307 |
| 給与費等（その他）   | 403    | 403    | 403    | 403    |
| 退職金         | 189    | 70     | 464    | 92     |
| 扶助費         | 13,763 | 13,897 | 14,041 | 14,195 |
| 公債費         | 5,487  | 5,269  | 5,469  | 5,473  |
| 小計（義務的経費計）  | 30,780 | 30,700 | 31,557 | 31,470 |
| 物件費         | 7,702  | 7,424  | 7,953  | 7,634  |
| 維持補修費       | 284    | 290    | 296    | 302    |
| 補助費等        | 8,371  | 7,280  | 7,390  | 7,447  |
| 積立金         | 499    | 100    | 115    | 132    |
| 投資及び出資金、貸付金 | 31     | 147    | 146    | 103    |
| 繰出金         | 5,688  | 5,713  | 5,738  | 5,764  |
| 投資的経費       | 5,580  | 8,710  | 5,901  | 5,194  |
| 歳出合計        | 58,935 | 60,364 | 59,096 | 58,046 |

注) 人件費のうち給与費等は、退職金を除くすべての人件費を、一般職員、会計年度任用職員等を（一般職）に、  
市長等、議員、その他の特別職を（その他）に区分しています。

(4) 地方債残高と基金残高の推計

①地方債残高の推計

財政収支見通しの結果、地方債残高の推計は下記のとおりとなります。



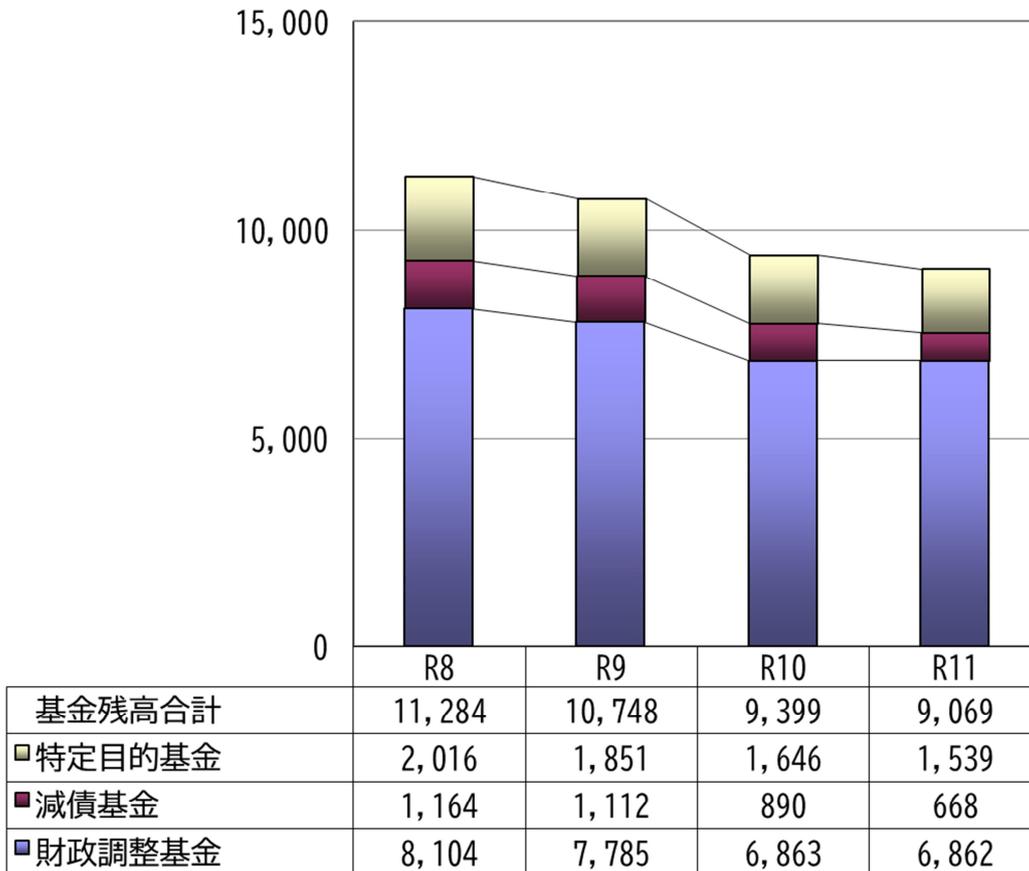
地方債の元利償還金（借金の返済額）については、任意に削減できない硬直性の強い経費であることから、長期的な視点に立ち、地方債に占める、交付税措置を除く実地方負担額の縮減に努める必要があります。

地方債残高は減少していく見込みですが、これは、国の税収増を背景に臨時財政対策債の新規発行の見込みがないことが主要因であり、他の地方債残高は増加していく見込みです。総額管理、将来負担比率等、その他様々な視点を考慮した、適正な公債管理が必要です。

## ②基金残高の推計

財政収支見通しの結果、基金残高の推計は下記のとおりとなります。

(単位：百万円)



令和8年度から令和11年度の4年間で約18億円の財源不足が見込まれ、その手当てとして財政調整基金を繰り入れる結果、財政調整基金残高は6,862百万円になる見込みです。

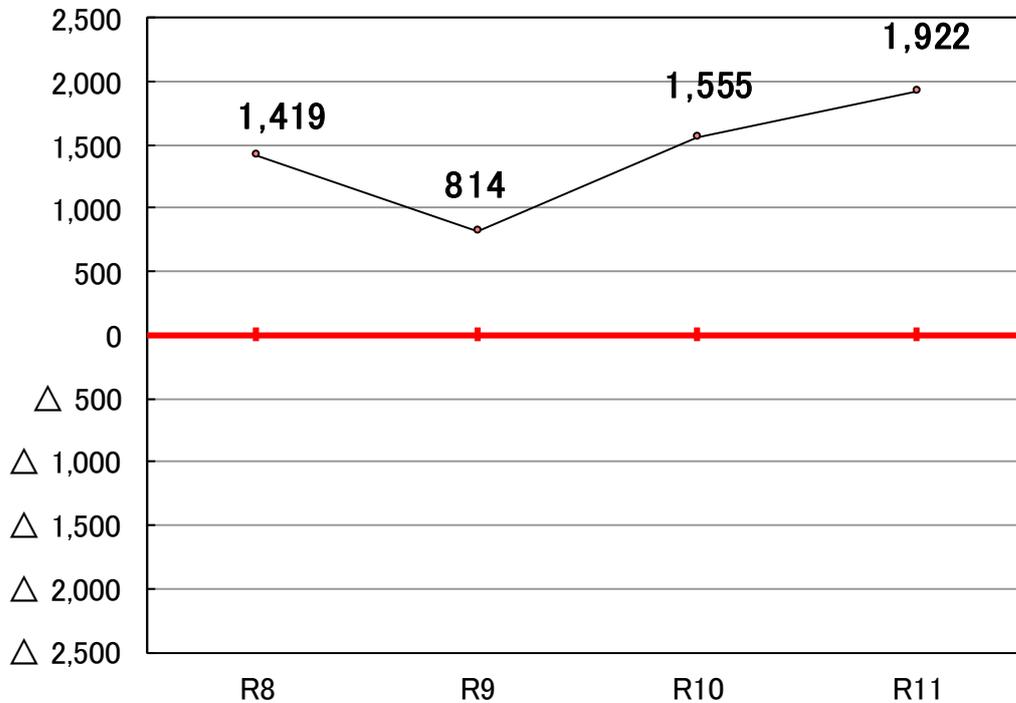
財政調整基金は、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等に備えるため、また、将来の行政需要に対し、常に安定した財政運営ができるよう、あらかじめ確保しておくべき財源であり、基金残高を一定規模確保することは、財政運営の長期的安定性という観点からも、重要なことであると考えられます。

このことから、今後、基金の繰り入れに依存しない、収入に見合った歳出規模への転換が求められます。

(5) プライマリーバランスの推計

財政収支見通しの結果、プライマリーバランス（基礎的な財政収支バランス）の推計は下記のとおりとなります。

(単位：百万円)



(単位：百万円)

|                  | R8     | R9     | R10    | R11    |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入総額 ①           | 58,935 | 60,364 | 59,096 | 58,046 |
| うち地方債発行額 ②       | 3,787  | 4,148  | 3,560  | 3,162  |
| 歳入小計 ③=①-②       | 55,148 | 56,216 | 55,536 | 54,884 |
| 歳出総額 ④           | 58,935 | 60,364 | 59,096 | 58,046 |
| うち公債費（元金） ⑤      | 5,206  | 4,962  | 5,115  | 5,084  |
| 歳出小計 ⑥=④-⑤       | 53,729 | 55,402 | 53,981 | 52,962 |
| プライマリーバランス ⑦=③-⑥ | 1,419  | 814    | 1,555  | 1,922  |

一般的に、プライマリーバランスとは、歳入から地方債発行額を除いたもの（上記③）と、歳出から公債費（元金及び利子償還額）を除いたものとの基礎的な財政収支バランスをいいます。

しかし、この場合、利子償還分相当額だけ地方債の残高が増加してしまうことから、地方債残高を確実に減少させるため、歳出からは、公債費のうち元金償還額のみを除くこと（上記⑥）とし、一般的なプライマリーバランスよりも厳しい条件下における黒字化を図ります。

## (6) 中期財政収支見通しの結果による今後の課題

### ①財源の確保

今後の新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応するため、税収入だけでなく、ガバメントクラウドファンディングやふるさと納税など更なる自主財源の確保、及び、国・県補助金等の特定財源を積極的に活用することが必要です。

### ②総人件費の抑制

デジタル活用の推進などによる業務効率化のほか、引き続き、会計年度任用職員等を含めた定員管理を行っていくことが必要です。

### ③扶助費の見直し

市単独の各種制度などについて、扶助の目的・効果などを常に検証し、市民ニーズに合った制度とすることが必要です。

### ④適正な公債管理の実施

近年の金利上昇に伴い、利子の増加が見込まれます。地方債の借入れと、それによって生じる公債費（元利償還金）の両側面について、長期的な視点を持ち、将来負担と実負担を考慮した、適正な公債管理が必要です。

### ⑤内部管理経費の節減

従前の実施方法にとらわれることなく、デジタル活用などにより効率化を図る姿勢を持ち、引き続き、内部管理経費の節減を図ることが必要です。

### ⑥補助金・負担金の見直し

支出の目的・効果などを常に検証し、役割を終えた制度の見直しを行いながら、その時々市民ニーズに合った補助金・負担金とすることが必要です。

### ⑦公共施設等の管理

人口減少、年齢構成の変化による需要変化を見据え、施設保有量の最適化を図り、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことが必要です。また、インフラについても、優先順位付けを行い、計画的かつ効率的な整備・維持管理を行うことが必要です。

### ⑧デジタル活用の推進

引き続き、少ない職員数でも効率的な行政運営ができるように、また、市民が便利で使いやすい行政サービスを提供できるように、デジタル活用を推進することが必要です。

### ⑨協働の推進

地域課題の解決と効率的・効果的な行政運営を進めるため、企業、大学等の多様な主体と役割分担を行い、連携・協働しながら、より良い公共サービスの提供を図ることが必要です。

### ⑩財政規律の確立

経常収支比率や健全化判断比率等の財政指標の検証により、財政状況を把握・分析することや、総合計画で設定する目標の達成に向けた取組を実施することが必要です。

### ⑪基金の適正な管理及び活用

今後の経済変動や緊急課題に対応するため、基金の適正管理を行うとともに、安全性・流動性を確保したうえで、収益の向上を図ることが必要です。

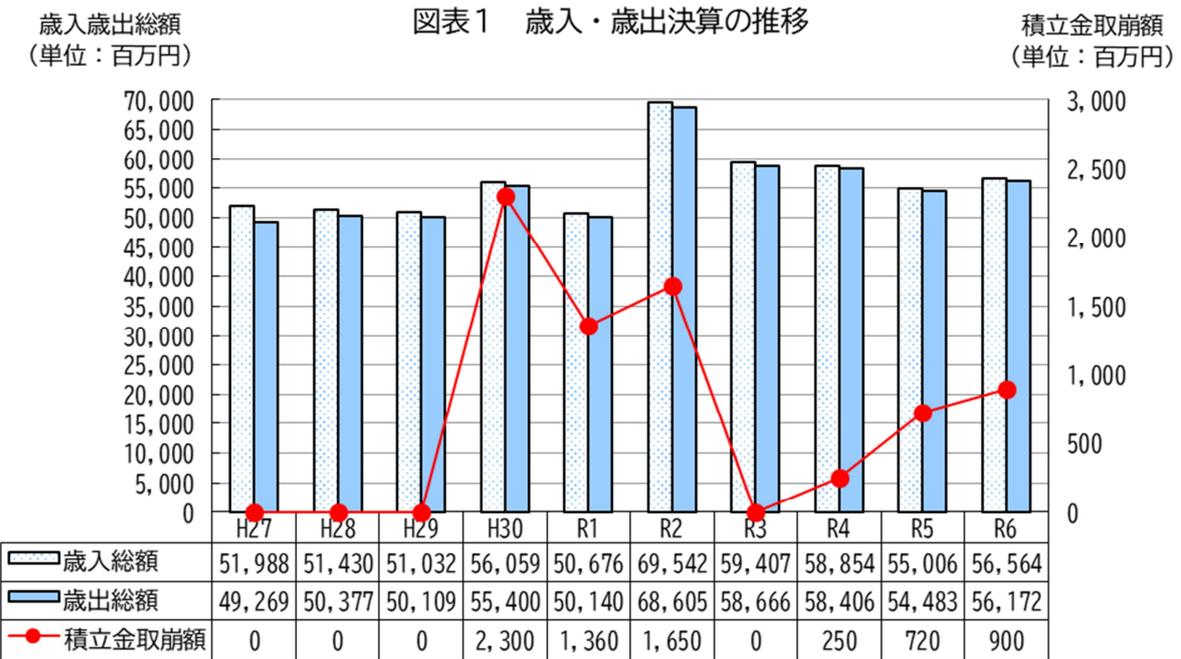
# 資 料 編

# 1 財政規模と実質的な収支の状況

## (1) 歳入・歳出決算の推移

本市の財政規模は、図表1のとおり、大型の施設整備事業が複数重なった平成30年度を除き、平成27年度から令和元年度まで概ね500億円前後で推移していましたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の発生・流行に伴い、特別定額給付金支給事業をはじめとした対策事業により大幅に増加し、令和3年度以降は概ね550億円前後で推移しています。

歳出の増加要因としては、平成27年度から令和6年度の10年間に、伊勢宮川中学校、桜浜中学校、みなと小学校、二見浦小学校、二見中学校などの統合校整備のほか、市役所本庁舎の改修、新病院建設事業にかかる出資、高向小俣線整備、伊勢市駅前地区再開発の支援などの大型施設整備事業を実施してきたこと、令和2年度以降に新型コロナウイルス感染症による臨時的な感染防止対策事業や経済対策事業を実施してきたこと、また、令和4年度以降の物価高による行政運営にかかるコストの増加傾向によるものです。財政調整基金については、平成30年度にはじめて取り崩して以降、令和6年度までに71.8億円の財政調整基金を取り崩しています。



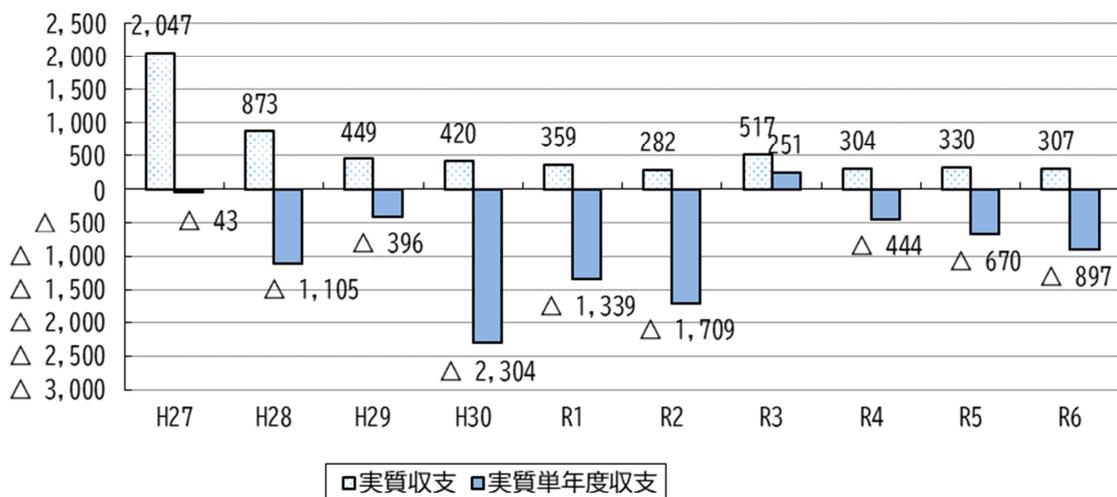
## (2) 実質的な収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引から、翌年度に繰り越すべき事業に充てる財源を除いた「実質収支」については、図表2のとおり、平成28年度以降、5億円前後で推移しています。

また、「実質収支」から、前年度以前からの収支の蓄積を除外した「単年度収支」、さらに財政調整基金の積立・取崩等を除外した「実質単年度収支」を見ると、令和3年度を除き赤字となっており、合併算定替の縮減が始まった平成28年度以降、実質的な収支で赤字が続いていることを表しており、中長期的な期間において収支の均衡を図る必要があります。

図表2 実質収支・実質単年度収支の推移

(単位：百万円)



- ◆実質収支＝歳入決算額－歳出決算額－翌年度へ繰り越すべき財源
- ◆単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支
- ◆実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋起債繰上償還－財政調整基金取崩額

## 2 依存度が高い歳入構造

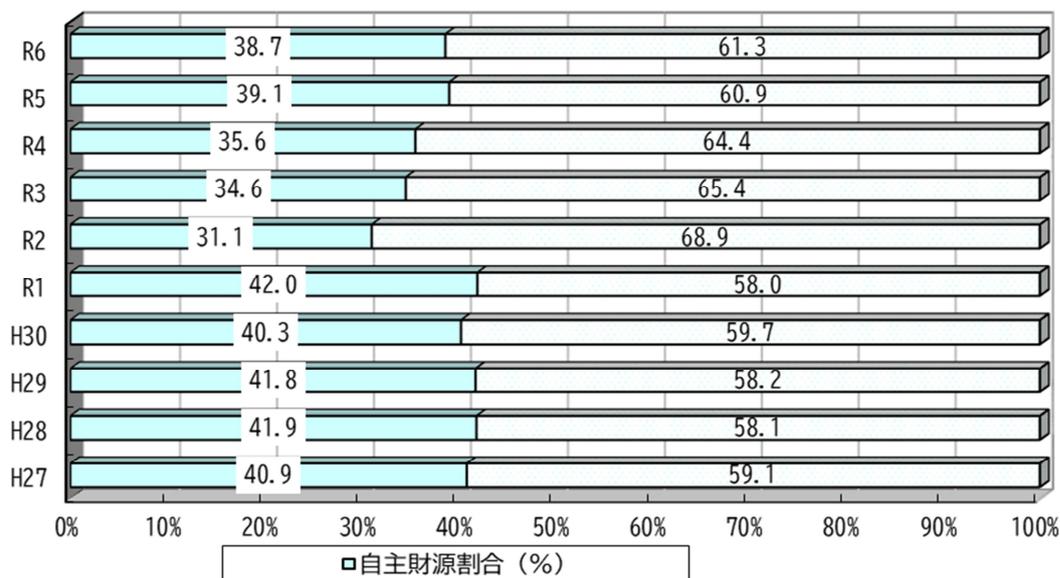
### (1) 歳入決算の推移

市税など市が自主的に収入できるものを「自主財源」といい、地方交付税や国・県支出金、地方債など市自らの収入でないものを「依存財源」といいます。自主財源の割合が大きいほど財政運営の自主性を確保できることとなります。本市の自主財源割合は図表3のとおり、50%未満で推移しており、依存財源に頼った歳入構造であるといえます。また、次ページの図表4のとおり、令和2年度の国県支出金の額が他の年度に比べ突出しているのは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の補助金の交付を受けたためです。

主な依存財源である地方交付税については、臨時財政対策債発行額を含めた「広義の地方交付税」の推移は、図表5のとおり、概ね125億円前後で推移しています。これは、地方交付税の減少要因として、合併算定替が令和2年度で終了し、また、合併特例債等の公債費算入が減少していることと、増加要因として、国の幼保無償化などの制度改正及び物価高等により、地方公共団体が妥当な水準の行政を行うための経費が増加していることが、それぞれ同程度で推移しているためです。また、令和3年度が突出しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響により市税が減少したこと、国が当該年度の臨時財政対策債の一部を臨時財政対策債償還基金費に算定したことによるものです。

今後の新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応するため、ガバメントクラウドファンディングやふるさと納税などによる更なる自主財源の確保、及び、あらゆる事業において国・県補助金等の特定財源を積極的に活用することが必要です。

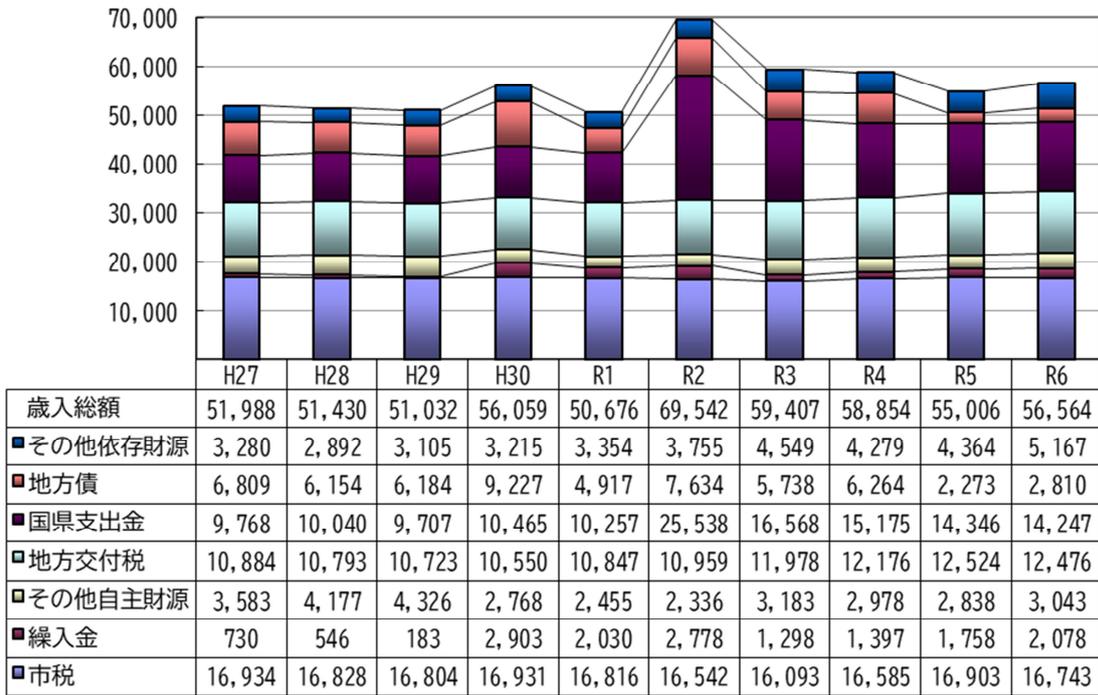
図表3 自主財源と依存財源の割合



自主財源：市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入  
 依存財源：地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、各種交付金

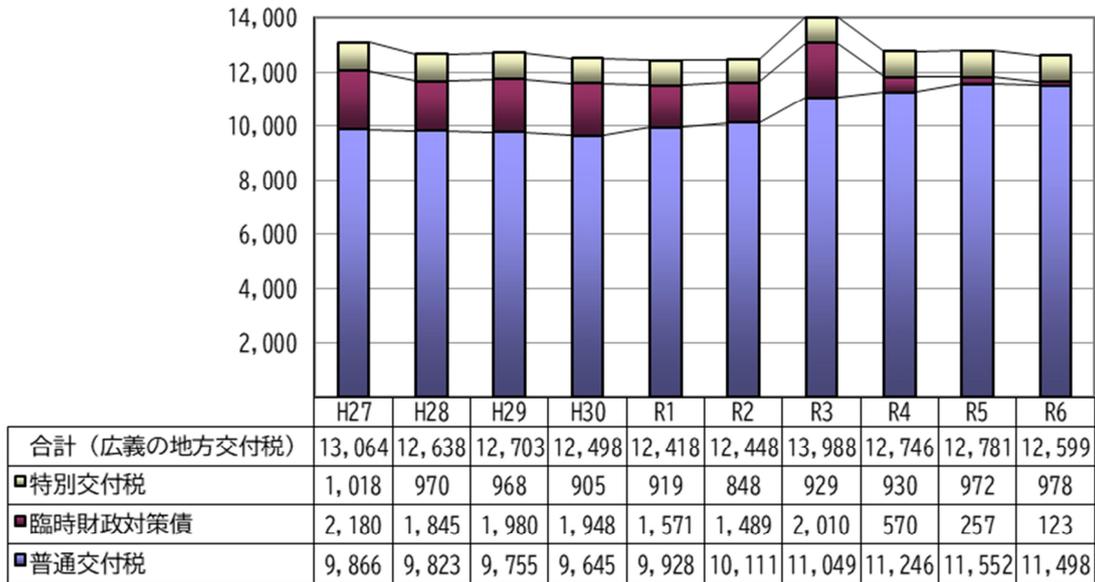
図表4 歳入決算額の推移

(単位：百万円)



図表5 地方交付税（臨時財政対策債を含む）の推移

(単位：百万円)



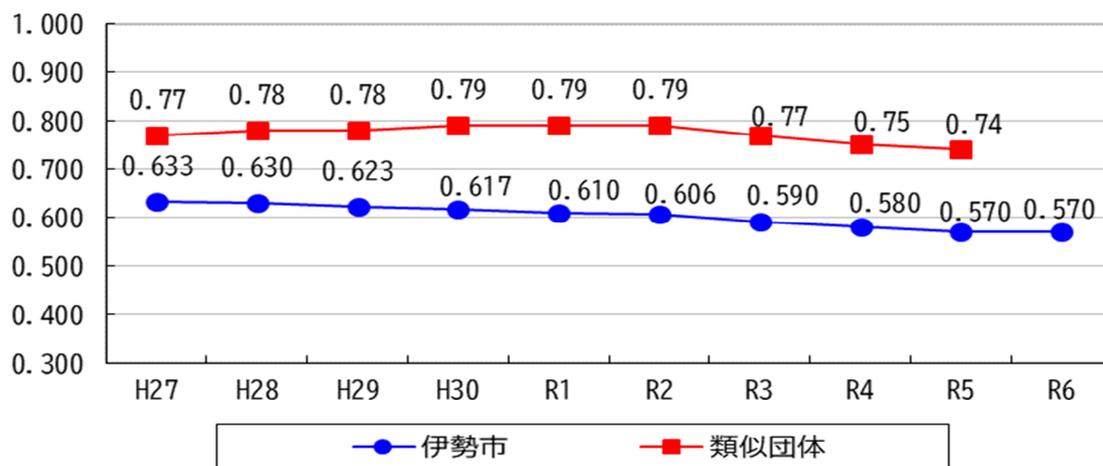
## (2) 財政力指数の推移

財政力指数は、人口や面積などに応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標で、地方公共団体の財政力を示すものです。

財政力指数が「1」に近い団体ほど財源に余裕があるといえ、財政力が強いと考えられます。また、「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。

この強さは、自主財源、主に税収入の多寡により決まるものです。本市の場合、図表6のとおり類似団体平均を下回る水準で推移しており、標準的な行政活動を維持していくためには普通交付税（依存財源）が重要な財源であることが分かります。

図表6 財政力指数の推移



※類似団体の説明については、26ページに記載しています。

### 3 硬直化が進む歳出構造

#### (1) 性質別歳出の推移

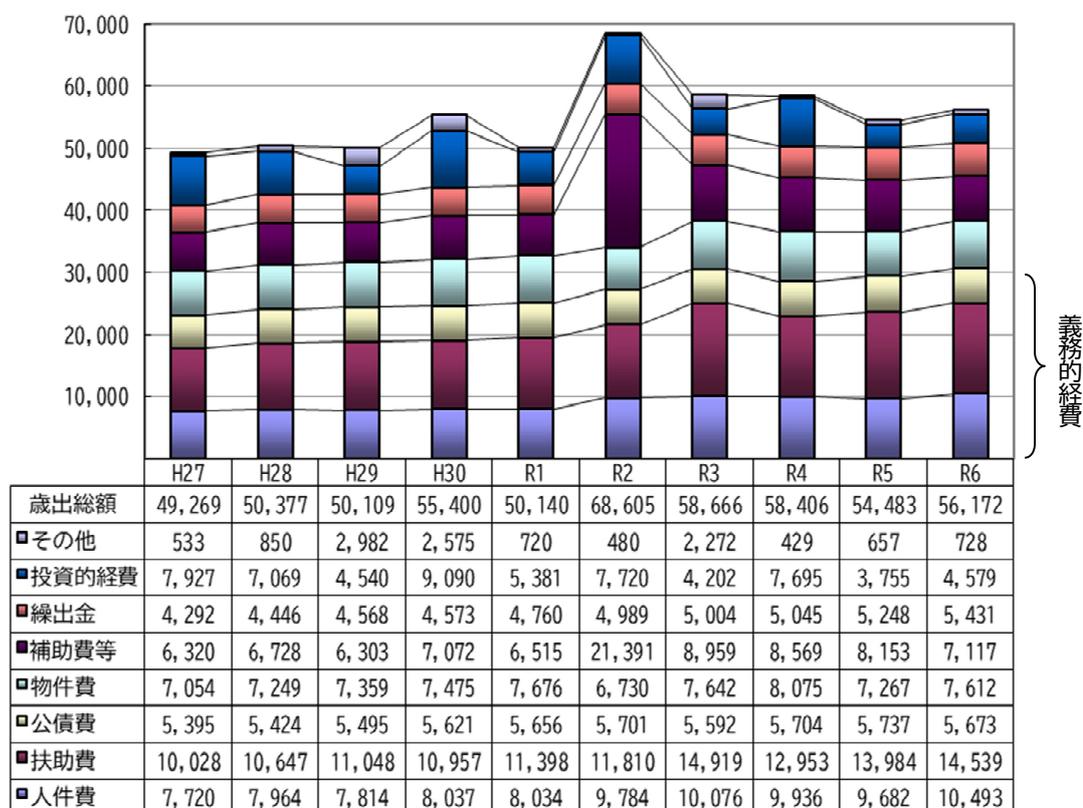
本市の歳出をその性質に着目して推移を見ると、図表7のとおり、その性質から支出が義務づけられ、硬直性の高い経費とされている人件費・扶助費・公債費といった義務的経費の合計額が年々増加しているのが分かります。令和2年度から人件費が増加しているのは、制度改正により会計年度任用職員の給与等の性質分類が物件費から人件費に見直されたためです。

義務的経費のうち、人件費は退職手当により増減はありますが、賃上げの影響により、概ね増加傾向で推移しています。公債費は大型施設整備事業を実施してきたこと等に伴い、令和5年度まで増加傾向で推移しており、扶助費については、障害者福祉サービスや児童福祉サービスの単価増により増加し続けています。このように歳出総額のうち義務的経費の占める割合が増え、新たな施策の展開が困難となる状態を「財政の硬直化」といい、本市ではこの傾向が強まっています。

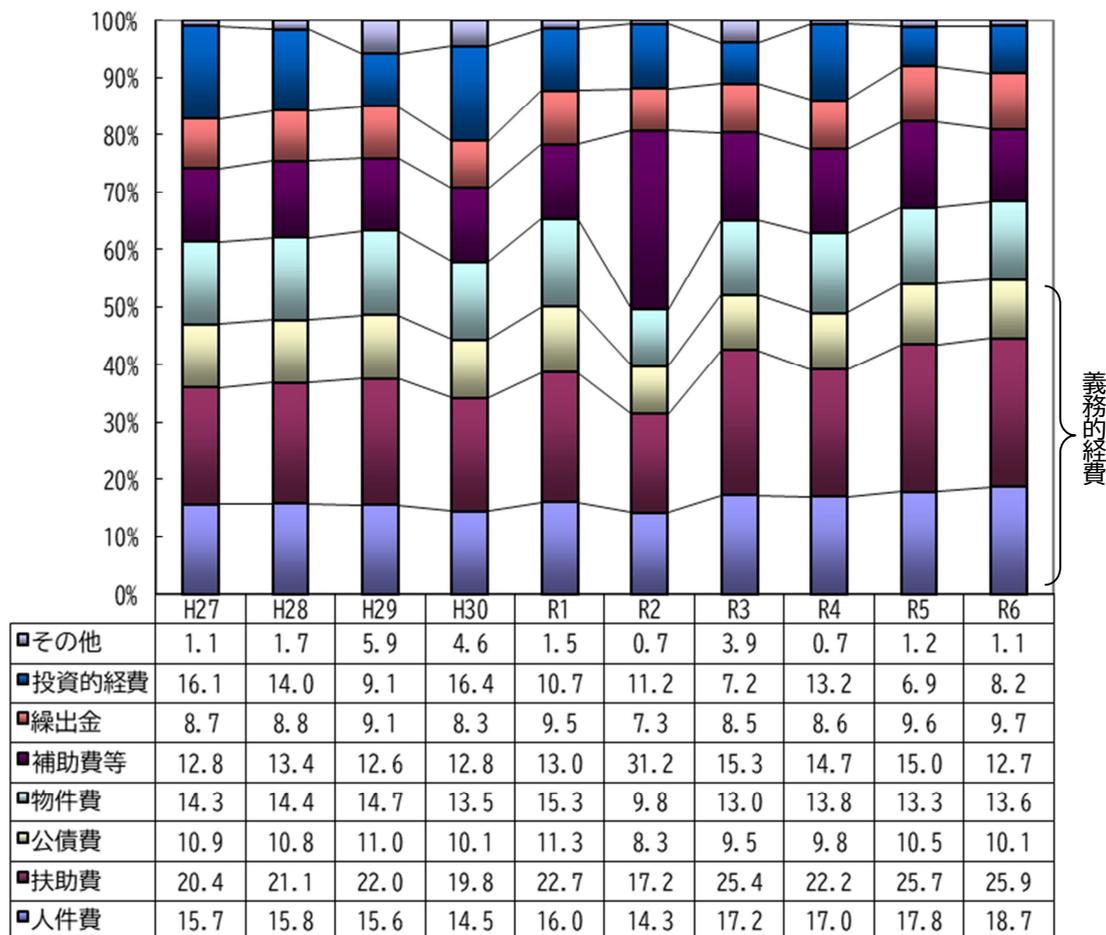
今後も、内部管理経費の節減や公共施設の最適化を図るとともに、市単独扶助制度、補助金、負担金などについて、その目的・効果を常に検証し、市民ニーズに合ったものとしていく必要があります。

(単位：百万円)

図表7 性質別歳出の推移



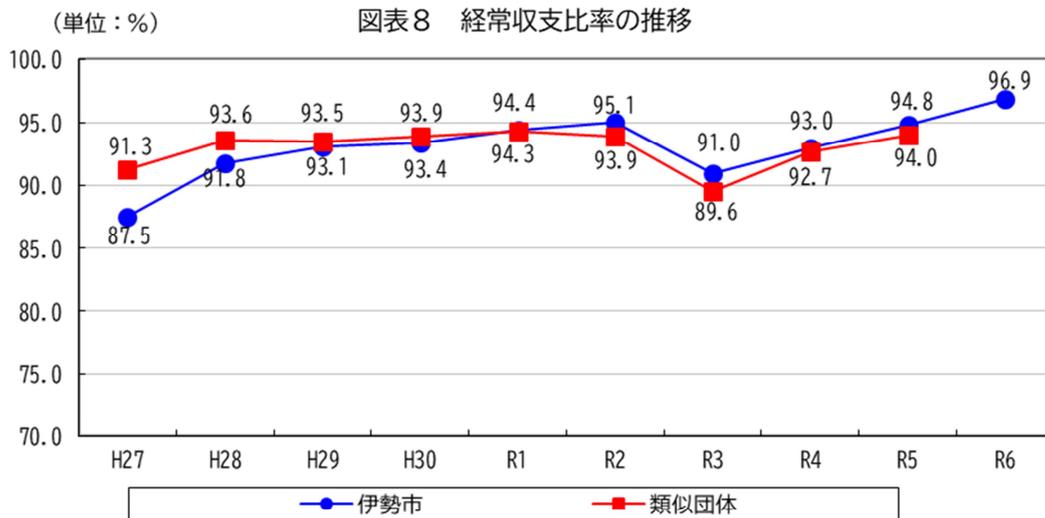
(単位：％) 図表7-1 性質別歳出割合の推移



**その他**：維持補修費、貸付金など  
**投資的経費**：道路、公園など都市基盤施設等の整備に要する経費など  
**繰出金**：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費など  
**補助費等**：各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料など  
**物件費**：旅費、消耗品費、備品購入費、委託料など  
**公債費**：市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額  
**扶助費**：生活保護費や児童・高齢者や障がい者などに対する様々な福祉サービスに要する経費など  
**人件費**：職員給与、特別職給与、議員及びその他委員等報酬など

## (2) 財政の弾力性の推移

財政の弾力性を表す経常収支比率は、図表8のとおり、概ね類似団体と同様に95%前後で推移しています。令和3年度には、広義の地方交付税が増加したことにより、一時的に減少しましたが、令和4年度以降は、物価高による経常支出額の増加が経常一般財源の増加を上回っていることから増加傾向にあり、弾力性は硬直化しています。



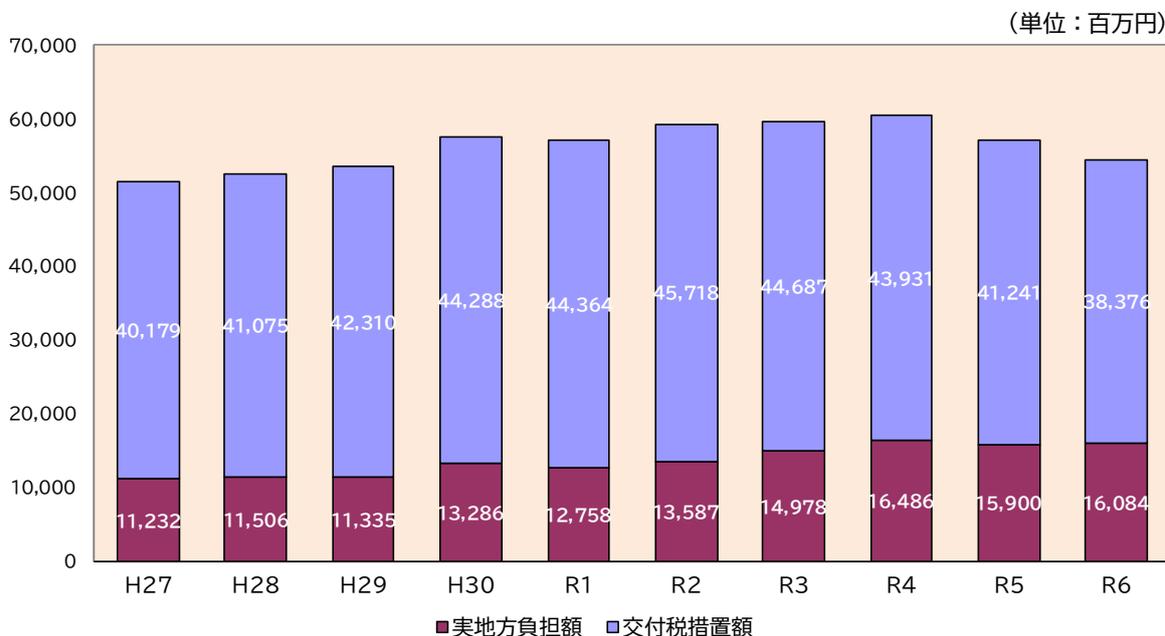
## 4 財政運営の長期的安定性

### (1) 地方債現在高の推移

歳出面において、公債費は任意に削減できない硬直性の強い義務的経費に位置付けられます。本市の年度末残高は、図表9のとおり、令和4年度をピークに減少傾向にあります。これは、全額交付税措置される臨時財政対策債の新規発行が国の税込増を背景に減少していることが主な要因です。一方、年度末残高から交付税措置額を除いた実地方負担額については増加傾向にあります。これは、交付税措置が有利な合併特例債の発行が令和2年度で終了したことが主な要因です。

今後も引き続き、将来負担比率や実質公債費比率によってその推移に留意するとともに、普通建設事業にかかる地方債については、地方交付税措置がより有利なものを選ぶなど、実地方負担額の縮減に努める必要があります。

図表9 地方債残高における交付税措置額の推移



### 年度末残高

(百万円)

| 年度                      | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計                       | 51,411 | 52,581 | 53,645 | 57,574 | 57,122 | 59,305 | 59,665 | 60,417 | 57,141 | 54,460 |
| 臨財債                     | 22,854 | 23,476 | 24,073 | 24,494 | 24,396 | 24,096 | 24,183 | 22,740 | 20,954 | 19,111 |
| その他建設事業債等               | 12,648 | 11,001 | 9,685  | 10,588 | 9,766  | 9,493  | 10,696 | 11,264 | 11,538 | 12,146 |
| 緊急防災減災事業債等              | 333    | 337    | 739    | 798    | 1,743  | 5,551  | 6,846  | 10,841 | 11,329 | 11,969 |
| 合併特例債                   | 15,576 | 17,767 | 19,148 | 21,694 | 21,217 | 20,165 | 17,940 | 15,572 | 13,320 | 11,234 |
| 年度末残高に対する交付税措置見込み       | 40,179 | 41,075 | 42,310 | 44,288 | 44,364 | 45,718 | 44,687 | 43,931 | 41,241 | 38,376 |
|                         | 78.2%  | 78.1%  | 78.9%  | 76.9%  | 77.7%  | 77.1%  | 74.9%  | 72.7%  | 72.2%  | 70.5%  |
| 年度末残高から交付税措置額を除いた実地方負担額 | 11,232 | 11,506 | 11,335 | 13,286 | 12,758 | 13,587 | 14,978 | 16,486 | 15,900 | 16,084 |
|                         | 21.8%  | 21.9%  | 21.1%  | 23.1%  | 22.3%  | 22.9%  | 25.1%  | 27.3%  | 27.8%  | 29.5%  |

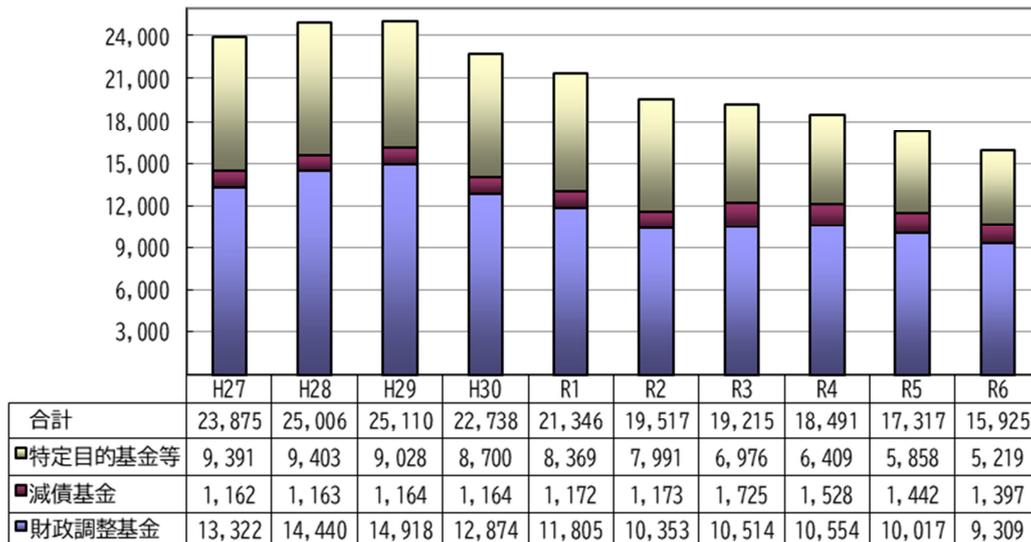
※ 緊急防災減災事業債等：緊急防災減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債

## (2) 基金現在高の推移

地方債現在高が、家計でいう「借金の残高」であるのに対して、「貯金の残高」として考えられるのが基金現在高です。

図表10のとおり、平成30年度に財政調整基金をはじめとした各基金を取り崩して以降、残高は年々減少傾向にあります。今後も、経済変動や緊急課題に対応するためには、一定程度の基金残高を確保する必要があります。

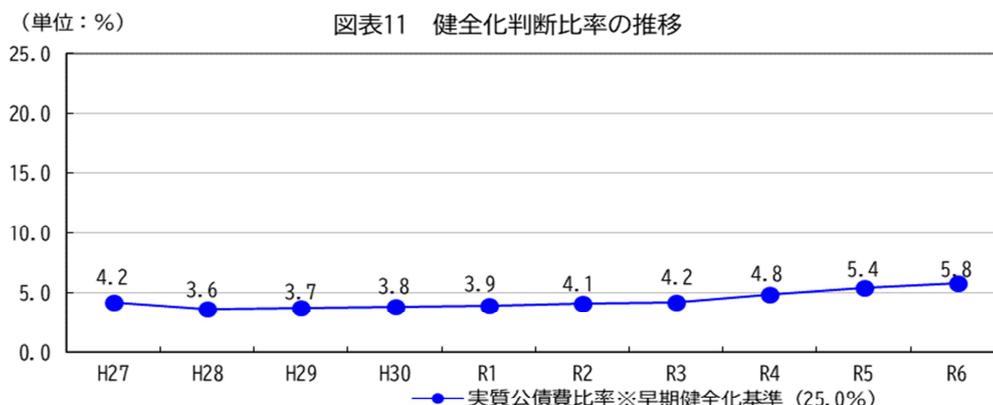
図表10 基金現在高の推移 (単位：百万円)



## 5 財政健全化の状況

財政悪化が進む地方公共団体の財政破綻（倒産）を未然に防ぐため、毎年度の決算状況に基づき財政状況を確認し、早期に財政の健全化に取り組めるようにすることを目的として、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を公表することが義務付けられています。

本市においては、これらの指標のうち実質公債費比率が算定されており、基準を下回っています。



※実質赤字比率、連結実質赤字比率、及び、将来負担比率は、赤字額が発生しないため、算定されていません。

「本市の財政状況の現状と課題」における各種図表等は、「普通会計」決算の数値を使用しています。

#### ◆普通会計とは

地方公共団体の会計は、一般会計、特別会計、公営企業会計に分類されます。各地方公共団体は、地方自治法や地方財政法等の法令により、それぞれに会計の範囲を決めています。このため、伊勢市と他市の財政規模やその内容を比較する場合などには、同じ基準で整理することが必要となります。そこで、地方財政統計上の統一的な会計区分として普通会計という概念が用いられています。

伊勢市としての普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計（令和4年度末廃止）、土地取得特別会計から構成されます。

#### 《参考》

##### 一般会計

市税、地方交付税や国庫支出金を主な財源として、福祉、医療、教育、消防など市民生活に必要なサービスの提供や、道路や公園の整備など、地方公共団体の目的を達成するための事務事業にかかる会計をいいます。

##### 特別会計

国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などのように、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出とは別にその収支を明らかにする必要のある事業にかかる会計をいいます。

##### 企業会計

病院事業や水道事業のように地方公営企業法の適用を受ける特別会計を企業会計といいます。

## 財 政 用 語 解 説



財 政 用 語 について、主なもの を 五十音順 に 解説 して います。

### 《あ行》

#### 維持補修費

市が管理する公共用施設等の保全、維持のための経費のことです。

#### 依存財源

国や県の意思によって定められた額が交付される財源のことで、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。

#### 一時借入金

会計年度中に歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる資金のことです。一時借入金は、一時的な資金の不足を解消するための支払い資金なので、その年度の歳入をもって出納閉鎖までに償還する必要があります。

#### 一部事務組合

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合のことです。現在、本市が加入している一部事務組合には、伊勢広域環境組合（ごみ・し尿処理施設、火葬場の管理・運営）などがあります。

#### 一般財源

市税や地方交付税、地方譲与税など、市が自由に使うことのできる財源で、用途が特定されていないものをいいます。一方、用途が特定されている財源を、「特定財源」といいます。

### 《か行》

#### 合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。（法改正により、更に10カ年度の延長が可能となり、本市は5カ年度延長しました。）事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

### 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。

### 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。

### 義務的経費

その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、人件費、扶助費、公債費からなっています。

### 国支出金（＝国庫支出金）

国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金に分類され、特定の事業に対し、国から市に用途を指定して交付されるものです。

### 繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費などのことです。

### 経常収支比率

市税などの毎年経常的に収入される一般財源が、人件費や公債費など毎年経常的に支出しなければならない経費にどのくらいの割合で使われているかを示す指標で、以下の計算式によって算出されます。

$$\blacklozenge \text{経常収支比率（\%）} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源収入額} \times 100$$

### 減債基金

地方債の計画的な償還を行うために設置する基金のことです。

### 県支出金

県補助金、県負担金、県委託金に分類され、特定の事業に対し、県から市に用途を指定して交付されるものです。

### 公債費

市が借り入れた地方債の元金の償還や利子の支払に要する経費及び一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。

### 国庫支出金（＝国支出金）

国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金に分類され、特定の事業に対し、国から市に用途を指定して交付されるものです。

## 《さ行》

### 財政健全化法「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

財政悪化の進む地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、地方公共団体が、毎年度の決算状況に基づき財政状況を確認し、早期に財政の健全化に取り組めるようにすることを目的に制定された法律です。

財政状況を測る基準として、早期健全化基準と財政再生基準が設定されています。いずれかの指標がこの基準を上回ると、財政再建に向けた計画を策定しなければなりません。また、病院などの企業会計では、経営健全化基準を上回ると、経営改善に向けた経営健全化計画を策定し、経営の再建を図らなければなりません。

### 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。

### 財政力指数

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3年間の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が「1」に近いほど財政的に余裕がある団体といわれています。

### 市債（＝地方債）

財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。いわゆる市の借金で、地方債を起こすこと（発行すること）を「起債」といいます。

### 資金不足比率

企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、病院・水道・下水道などの企業会計の資金不足の程度を示す指標です。

### 自主財源

市が自主的に収入しうる財源のことで、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金などがあります。

### 将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、借入金の残高や将来的に支出することが見込まれる額の大きさを示す指標です。

## 市税（＝地方税）

現在、本市の市税には、市民税（個人分、法人分）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税の6種類があります。

## 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、主に一般会計の赤字の程度を示す指標です。

## 実質公債費比率

普通会計が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示す指標です。

## 実質収支

決算において、歳入歳出差引額から繰越事業に伴って翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額のことです。

◆実質収支＝歳入決算額－歳出決算額－翌年度へ繰り越すべき財源

## 実質単年度収支

財政調整基金の積み立てなどの実質的な黒字要素や、積立金の取り崩しなどの赤字要素が含まれている単年度収支から、これらを控除したものをいい、これらの黒字・赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとしたら、単年度収支がどうなったかを見るものです。

◆実質単年度収支

＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋起債繰上償還－財政調整基金取崩額

## 受益者負担

特定の利用者に限ってサービスの提供を受ける場合に、利用する人と利用しない人との負担の公平の観点から、利用者に一定の負担を求めるものです。

## 消費的経費

経費支出の効果が、当該支出年度または極めて短期間で終わるものをいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等のことです。

## 人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費で、職員給与、市長・副市長、議員及びその他委員等報酬などのことです。

なお、令和2年度から、会計年度任用職員が人件費に計上されることとなりました。

## 《た行》

### 単年度収支

単年度収支とは、言い換えれば当該年度だけの実質収支のことです。実質収支は、当該年度までの収支の累積であることから、以下の計算式により算出されます。

◆単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

### 地域振興基金

合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置される基金のことです。

### 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。

### 地方債（＝市債）

財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。いわゆる市の借金で、地方債を起こすこと（発行すること）を「起債」といいます。

### 地方消費税交付金

都道府県税として徴収された地方消費税の一部が、市に対して交付されるものをいいます。地方消費税は、商品・製品の販売やサービス提供などの取引に対しかかる税金であり、その用途については、消費税法等で定められています。

### 地方譲与税

国税として徴収され、市に対して譲与される税のことです。自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税等があります。

### 地方税（＝市税）

現在、本市の市税には、市民税（個人分、法人分）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税の6種類があります。

### 地方特例交付金

住宅借入金等特別税額控除など、地方の減収や負担増の補てんのため、国から特例的に交付される交付金のことです。

## 積立金

特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。

## 投資的経費

道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。これに分類される経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費などがあります。



## 特定財源

使途が特定されている財源をいいます。特定財源に分類されるものとしては国庫支出金、地方債、負担金、使用料、手数料などがあり、いずれも建設事業、施設の維持管理費等指定された目的に使われます。

## 特定目的基金

特定の目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことです。

## 特別交付税

地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

## 《は行》

### 標準財政規模

地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことで、以下の計算式によって算出されます。

#### ◆標準財政規模

$$\begin{aligned} &= \{ \text{基準財政収入額} - (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} \\ &+ \text{税源移譲相当額 (個人住民税)} + \text{地方消費税交付金 (引き上げ分)}) \} \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} \\ &+ \text{交通安全対策特別交付金} + \text{税源移譲相当額 (個人住民税)} \\ &+ \text{地方消費税交付金 (引き上げ分)} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{aligned}$$

### 扶助費

生活保護費や児童・高齢者や障がい者などに対する様々な福祉サービスに要する経費などのことです。

### 普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な把握が困難なため、

地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことで、本市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得特別会計から構成されます。

#### 普通建設事業費

道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。

#### 普通交付税

各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。

#### 物件費

旅費、消耗品費、備品購入費、委託料など物財調達のための経費のことです。

なお、令和元年度までは賃金も含まれていましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始したことに伴い、人件費に計上されることとなりました。

#### プライマリーバランス

歳入から市債を、歳出から公債費をそれぞれ除いた基礎的な財政収支をいいます。

プライマリーバランスが黒字である場合は、行政サービスを市債に頼らない範囲で実施している状態にあることとなります。逆に、赤字である場合は、新たな借入が返済額を上回り、市債残高が増加する状態にあることとなります。



#### 補助費等

各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費のことです。

#### 《ら行》

#### 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、普通交付税の振り替え分として、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

#### 類似団体

全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。各地方公共団体が、類似団体における財政の実態をもっとも身近な尺度として利用することは、自らの財政運営の問題の所在を

明らかにし、財政の健全性確保に向けて検討するにあたって有効であるといわれています。

#### 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、特別会計や企業会計などすべての会計を合算して、市全体の赤字の程度を示す指標です。